



男女雇用機会均等法が改正されました

～マタハラ防止措置義務の新設～

平成 28 年 3 月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されます。現行法においても、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止されていますが、新たに、事業主に対し、具体的な防止措置を講ずることが義務付けられます。今後、厚生労働省より、防止措置に関する指針が示される予定です。



現行法の概要（均等法第9条3項、育児・介護休業法第10条等）

以下のような事由を理由として

妊娠中・産後の女性労働者の

- ・妊娠、出産・妊婦検診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業・軽易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した
- ・育児時間・時間外、休日労働、深夜残業をしない

子どもを持つ労働者・介護をしている労働者の

- ・育児休業、介護休業
- ・育児のための所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）、介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ・子の看護休暇、介護休暇
- ・時間外労働、深夜残業をしない

※上記は主なもの

不利益な取扱いは違法

- ・解雇・雇止め
- ・契約更新回数の引き下げ
- ・退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要
- ・降格・減給
- ・賞与等における不利益な算定
- ・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令
- ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う
- ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

追加された内容（義務）

事業主は、**上司・同僚が職場において**、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないよう**防止措置**を講じなければならない。

SATO'S NEWS LETTER

2016年8月号
(No.82)

CONTENTS

- 男女雇用機会均等法が改正されました……………P.1
- 助成金情報……………P.2
- キャリアコンサルタントとは……………P.3
- 人事労務ニュース……………P.3
- スタッフ紹介……………P.4
- セミナー案内……………P.4

8月の社会保険労務と税務

1日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

31日

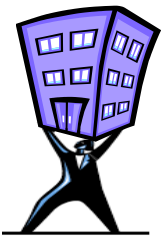
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>

公式 Facebook ページ開設



いいね!

助成金情報



高齢者無期転換コースの創設 「高年齢者雇用安定助成金」

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成されるものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

支給要件：

- 1 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する計画を作成し、認定を受けること。
- 2 無期雇用転換計画書提出日において、高年齢者雇用推進者の選任に加え、次の（１）から（７）までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施すること。

- (1) 職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等
- (2) 作業施設・方法の改善
- (3) 健康管理、安全衛生の配慮
- (4) 職域の拡大
- (5) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- (6) 賃金体系の見直し
- (7) 勤務時間制度の弾力化



- 3 無期雇用転換計画に基づき、計画期間内に、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。

支給額： 対象労働者1人あたり50万円（中小企業事業主以外は40万円）
1支給年度1適用事業所あたり10人までを上限とします。



【申請期間の一例】 ① 無期雇用転換計画期間が平成29年2月1日から平成32年1月31日(3年間) } の場合
 ② 転換実施時期が年1回で、1回の転換が10人以下
 ③ 賃金締切日が月末で翌月15日払い

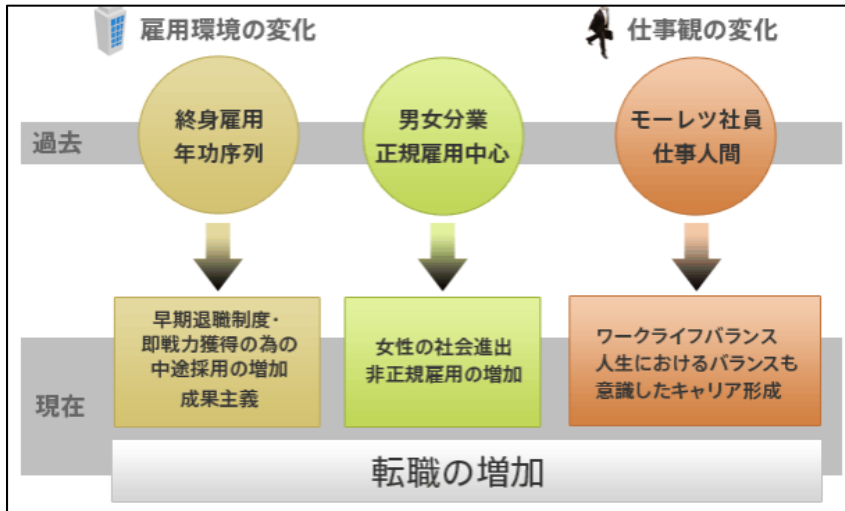


※1年間に転換実施時期が複数回ある場合は、この事例とは異なります。

その他、要件がございますので、詳しくは社会保険労務士法人サトーまで

～ なぜ今「キャリアコンサルタント」が必要とされるのか！？ ～

長い経済不況により、日本企業古来の雇用制度である終身雇用制度、年功序列の慣行は失われつつあります。雇用環境は大きな変化を遂げようとしています。一方、各個人の仕事観にも変化が現れてきています。



“ワークライフバランス”という単語に代表される、仕事だけでなく、余暇、人生の楽しみも重視する考え方や、自分の望む生き方に合わせた職業選択も少しずつ浸透し始めており、価値観は多様化しています。このような社会、各個人の変化により、日本では様々な働き方が選択可能になりました。しかし、それと同時に1つの企業・組織に

おける継続的・安定的な雇用状態の中で「キャリア」を築くことは、困難になりつつあります。自らの価値観・職業観・人生観に基づいて、自らキャリアを形成していく必要性が生じてきています。

「キャリアコンサルタント」とは、キャリアコンサルティングを行う専門家です。相談者本人（働く人や学生など）の興味・適性の明確化や職業生活の振り返りを通じて、職業生活設計の支援や職業の選択、スキルアップについて、意欲の向上を促し、自己決定を後押しする支援の専門家のことをいいます。

個人 からのニーズ

- 仕事へのモチベーションアップ、キャリアアップを図りたい
- 自分の働きがいや役割を考えたい、目標を明確にしたい

企業 からのニーズ

- 人材育成、人材開発、適材適所の人員配置をしたい
- 予防的メンタルヘルスを実施したい、相談しやすい環境を作りたい



時代の要請により、行政・教育現場・企業・個人からのキャリアコンサルタントへのニーズはますます高まっていくことが予想されます。サトーではキャリアコンサルタントのご相談もお受けいたします。

人事労務ニュース

● LGBT支援法が臨時国会提出へ

性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティー（LGBT）への理解を促すための支法を秋の臨時国会にも提出する。関係省庁が連携して理解促進のための施策を具体化することなどを盛り込む。ただ、差別を禁止する法整備は難しいと判断し、理念法にとどめる。野党を含む超党派での提出も呼びかける方針。

● 育児給付金の拡充を検討

政府が、低迷する個人消費を押し上げるための経済対策の一環として、雇用保険料の積立金が財源の育児休業給付金の支給期間を、現行の最大1年半から2年間へと延長を検討していることが明らかになった。経済対策は7月にもまとめ、9月に召集される見通しの臨時国会に、同内容を盛り込んだ2016年度第2次補正予算案が提出される。

セミナー案内



「経営者のための”戦略的”経営セミナー ～効果的な労務管理&知覧に学ぶ社員教育～」

- 日 時：2016年8月23日(火) 14:00～17:00 (13:45～受付開始)
- 会 場：アイピック株式会社内会議室
東京都千代田区岩本町 3-5-5 ユニゾ岩本町 3丁目ビル 2階
(都営新宿線岩本町から徒歩3分またはJR秋葉原から徒歩9分)

■内 容：

セミナー①『効果的に労務管理を行い、組織を動かす仕組みとは』

<講師> 社会保険労務士法人サトー 代表社員 佐藤 克則

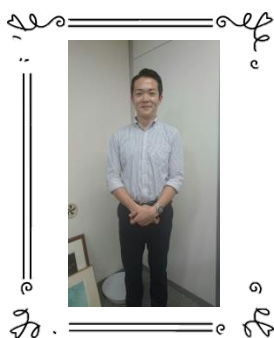
セミナー②『知覧に学ぶ社員教育』

<講師> ザメディアジョングループ 代表 山近 義幸



- 定 員：30名
- 参加費：一般 3,000円 (参加費は当日会場にてお支払いください)
主催者顧客、支援センター会員企業 1,000円
- 主 催：東京の中小企業を元気にする会、一般社団法人 企業成長戦略支援センター
- お問合せ先：一般社団法人 企業成長戦略支援センター TEL/FAX：03-5823-4584

スタッフ紹介



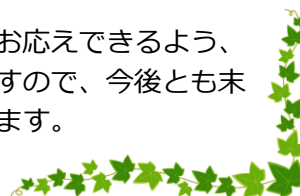
島田 啓嗣 (しまだ けいじ)

血液型：A型

趣味：散歩、アウトドア

昨年11月にサトーの給与計算部門へ入社致しました。
前職では建築資材の卸売業に携わっておりました。
企業の人材活用・労働環境に興味があります。

お客様のご要望にいち早くお応えできるよう、日々努力を重ねてまいりますので、今後とも末永くよろしく願いいたします。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983